

平成25年（ワ）第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻義則外56名

被告 関西電力株式会社

準 備 書 面 1 2

平成27年9月24日

大津地方裁判所 民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一

同 菅 充行

同 高橋典明

同 吉川 実

同 加納雄二

同 田島義久

同 崔 信義

同 定岡由紀子

同 永芳 明

同 藤木達郎

同 渡辺輝人

同 高橋陽一

同 関根良平

同 森内彩子

同 杉田哲明

同 石川賢治

同 向川さゆり

同 石田達也

同 稲田ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河合弘之

同 甫守一樹

1 伝承を重要視することは今日における科学的知見というべきであること

東京電力福島第一原発は、東北地方太平洋沖地震による津波によって大きな被害を受けたが、その一方で、福島第一原発の約115キロメートル北に位置する東北電力女川原発は、福島第一原発とほぼ同じ高さの約13メートルの津波に襲われたにも関わらず、敷地高さが福島第一原発の約1.5倍の14.8メートルあったため被害が小さく、原子炉3基すべての冷温停止を成功させた。この明暗を分けたのは、津波伝承に対する意識の違いであった。

「日本被害津波総覧」を著わした渡辺偉夫氏は、岩手県南部から茨城県北部の太平洋沿岸にかけて、県史や沿岸部の市町村の各史から貞観津波にまつわる伝承を探し出し、宮城県沖から茨城県沖にかけてマグニチュード8.5

規模の地震が想定されるとの論文を平成12年に発表した。これは実際に起きた東北地方太平洋沖地震にかなり近いものであったが、東京電力は貞観津波を考慮した津波対策を実施しなかった。

これに対して、東北電力は、土木工学や地球物理学など社外の専門家を集めた「海岸施設研究委員会」を設置して、「明治三陸津波や昭和三陸津波よりも震源が南にある地震、例えば貞観や慶長等の地震による津波の波高はもっと大きくなることもあるだろう」との検討の結果、敷地高さを14.8メートルとすることを決めたのである（甲全第168号証；11～13頁）。

被告は、天正地震の伝承を考慮に値しないと決めつけているが、伝承を無視することが安全確保の観点から極めて危険な態度であることは、福島第一原発事故から得られた教訓であり、伝承を科学的調査によって見直すべきことは、福島第一原発を経て得られた科学的知見若しくは科学的態度であると言ふべきである。原子力規制委員会が作成した「基準津波及び耐津波設計指針に係る審査ガイド」（乙全第6号証）にも伝承津波を十分に考慮するべきことなどが示されているが（12頁）、その解釈運用に当たっては、こうした福島第一原発事故の教訓を明確に意識するべきである。

2 天正大地震による大津波の可能性を否定する被告の姿勢からは、津波リスク評価における数々の盲点や意図的過小評価が推測されること

被告は、文献調査の結果、「発電所敷地周辺の沿岸に大きな水位変動をもたらした津波は認められなかった」とし、津波堆積物調査の結果、「本件各原発の安全性に影響を及ぼすような津波の痕跡は認められなかった」と主張する。

しかし、日本海側には津波や強震動を引き起こす活断層が多数分布しているにも関わらず、文部科学省の「ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究（平成19～24年）」において新潟・新潟沖～西津軽沖にかけて調査が実施され、震源断層モデルが構築されている以外は、震源断層モデルや津波波源モデル

を決定するための観測データが十分に得られていないというのが現状である。そこで文部科学省は、平成25年9月から8カ年に渡り、日本海の沖合から沿岸域及び陸域にかけての領域で観測データを取得し、日本海の津波波源モデルや沿岸・陸域における震源断層モデルを構築するプロジェクトを進めている（甲全第169号証）。

そして、その一環として、福井大学の山本博文教授（地質学）らが福井県内の海岸近くにある沼地や湖などの地層を幅広く調査したところ、福井県高浜町の若狭湾沿いの地層（高浜原発の南東約6キロメートルの地点）から、海岸の砂とみられる丸い粒子や貝殻、ウニのトゲなど、14～16世紀の津波の痕跡とみられる堆積物が発見された。これは原告らが訴状66頁において主張した西暦1586年の天正大地震による大津波の発生を裏付ける地質学上の証拠となる可能性があるが、被告は今回の痕跡発見地の調査を行っていない。天正大地震による大津波については、当時、日本に滞在していた宣教師ルイス・フロイスが、「日本史」という文献に、「大波が猛烈な勢いで押し寄せて町を襲い、ほとんど痕跡をとどめないまでに破壊した」と述べている（甲全第170号証）。これほどの大津波が押し寄せた可能性を示す地質学上の証拠を被告はこれまで見逃してきたものであって、被告の津波リスク評価や主張には数々の盲点や意図的過小評価が存在すると考えられるべきである。

3 被告のボーリング調査は調査地点の選定が恣意的になされたものであること

平成23年6月頃の被告ホームページには、「昔、大津波で滅んだ村」とのタイトルで、若狭湾の常神半島の東側に位置する「くるみ浦」に存在した「くるみ村」のことが紹介されている。ホームページでは、「小川（おがわ）の浦の山を越した海岸を血の浦といい、そこには以前、クルビという村があった

が、ある晩、村人が出漁中に大津波が押し寄せ、神社と寺と民家一軒だけを
残して全滅した」との「西田村誌」の記述が紹介されている。そして現地を
訪れた取材記として、「戦後、電気も引かれていない、人里離れたくるみ浦に、
外地からの引き揚げ者が入植し、昭和30年ころには10戸余りの開拓村が
築されましたが、田畑にできる平地は限られ、背後に山が迫る日陰地ではま
ともに作物もとれず、やがて全戸が離村したとのこと。ふる釜や茶わん
などは、そのときのもののようです。住居地の周辺には、高波によって打ち
上げられた漂流物が散乱しており、この地で暮らすことが、いかに厳しかっ
たかが推測されます。」と、戦後も高波被害を受けた痕跡があることが紹介さ
れている（甲全第171号証）。しかし、被告はこの地域における津波堆積物
の調査を行っていない。被告がボーリング調査を行ったのは、くるみ浦から
東に5キロメートルほど離れた久々子湖やそこから更に東に2キロメートル
ほど離れた松原地区であって、意図的にくるみ浦を調査地点から外したのだ
はないかとの疑問が生じる。

4 被告の評価は審査ガイドの水準をも満たしていないこと

原子力規制委員会が作成した「基準津波及び耐津波設計指針に係る審査ガ
イド」（乙全第6号証）には、「歴史記録については、震源像が明らかにでき
ない場合であっても規模が大きかったと考えられるものについて十分に考慮
されていること」「津波の観測記録、古文書等に記された歴史記録、伝承、考
古学的調査の資料等の既存文献等の調査・分析により、敷地周辺において過
去に襲来した可能性のある津波の発生時期、規模、要因等について、できる
だけ過去に遡って把握できていることを確認する」との記述があり、伝承津
波について十分な調査と考慮が求められているところ（12頁）、被告は、被
告が原子力規制委員会に提出した設置許可申請が同委員会において大筋了承
されていると主張している（被告準備書面（6）16頁以下）。しかし実際に

は、被告は、天正大地震による大津波の発生を裏付ける可能性のある堆積物の調査も十分に実施しておらず、くるみ村を全滅させた大津波の検討もしていないのであって、上記審査ガイドに要求されている水準の調査と考慮すらできていないと言うべきである。

裁判所におかれては、原子力規制委員会が了承しているという点に目を奪われ思考停止に陥るのではなく、現在わかっている情報だけでは、若狭沿岸の各地で起こり得る津波の規模や性格を想定することなどできないこと、それがゆえに本件各原発の再稼働を論じる条件が存在しないということを正視するとともに、そのような状況下にあつて津波評価の万全さを強弁する被告の態度から、津波リスク調査や評価に数々の盲点や問題に対する意識的過小評価が明らかになっていることを見て取るべきである。

5 被告の行った波源の組み合わせ評価は不合理であること

被告は、地震、地滑り、火山活動といった津波発生要因ごとに、評価点における津波水位を計算した上で、地滑りは地震によって発生することが想定されるという理由から、地震とその地震によって発生する地滑りが重畳して発生する津波についても検討している。地震に伴い地滑りが発生し、地震と地滑りを波源とする津波が同時に高浜発電所に到達した場合における津波水位を評価したものである。

しかし、被告の評価結果によれば、次の各場合において、単独波源の場合よりも、組み合わせた場合の方が津波水位が低くなっている（評価点はいずれも取水路閉塞部前面）。

その計算過程は不透明であり、仮に津波同士の干渉を考慮に入れたものであるとしても合理性を見出しがたい。

波源モデル			取水路閉塞部前面における最大水位上昇 (T.P.)	地滑り発生時間の不確かさ(秒間)	組み合わせによる評価(T.P.)
地震による津波	若狭海丘列付近断層 (福井県モデル)		4.5	87	4.4
地滑りによる津波	隠岐トラフ海底地滑り	エリアA	2.0		
地震による津波	若狭海丘列付近断層 (検討会モデル)	大すべり中央	3.6	87	3.2
地滑りによる津波	隠岐トラフ海底地滑り	エリアA	2.0		
地震による津波	若狭海丘列付近断層 (検討会モデル)	大すべり隣接LRR	3.6	87	3.4
地滑りによる津波	隠岐トラフ海底地滑り	エリアA	2.0		
地震による津波	若狭海丘列付近断層 (検討会モデル)	大すべり隣接LLR	3.7	87	3.4
地滑りによる津波	隠岐トラフ海底地滑り	エリアA	2.0		
地震による津波	FO-A~FO-B~熊川 断層		2.1	57	1.9
地滑りによる津波	陸上地滑り	(内浦湾南方) No. 1, 2, 3	0.7		

6 被告による基準津波の策定は安全側に立っていないこと

被告は、地震及び地滑りによる津波について、それぞれを波源とする津波が同時に高浜発電所に到達した場合の津波水位を単体組み合わせにより計算し、水位の影響が大きい6ケースを抽出して、さらに、地震及び地滑りによる津波の同時計算（一体計算）なるものを行い、その結果として、「若狭海丘列付近断層（福井県モデル）と隠岐トラフ海底地滑り（エリアB）」及び「FO-A~FO-B~熊川断層と隠岐トラフ海底地滑り（エリアB）」を、水位

変動量が最も大きくなる波源として選定し、施設からの反射波の影響が微少となる沿岸から2キロメートル程度沖合いの地点において基準津波を策定している。

しかし、この結果として、単体組み合わせによる計算では、取水路閉塞部前面における津波水位は、検討会モデルによる若狭海丘列付近断層（大すべり中央）と隠岐トラフ海底地滑り（エリアB）を波源とする場合にTP6.1メートルが最大値であったものが、同時計算（一体計算）では、福井県モデルによる若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地滑り（エリアB）を波源とするTP5.5メートルが最大となり、これが同評価点における基準津波となってしまうている。

同様のことは、他の評価点でも生じており、放水路（奥）以外の全ての評価点において、単体組み合わせの計算結果よりも、水位変動量の小さい数値が基準津波として策定されている。これをまとめると次の表のとおりである。

被告は、この数値操作を、「より実現象に近く精度の高い津波計算を実施するため」のものであると説明するが、所詮は限られたデータに基づく予測に過ぎないのであって、大きくも小さくも外れる可能性があるのであるから、安全側に立った考え方からは、少なくとも、理論上あり得る最大値を採用すべきであって、被告の説明は、単体組み合わせによる津波水位を排斥する理由とはなり得ない。単体組み合わせによる津波水位もまた、あり得る津波水位なのであるから、安全側に立った考え方を徹底するのであれば、こちらの数値を採用すべきである。被告がこれをせずに低い数値を採用するのは、安全側に立った姿勢とは言えないものであり、むしろ経済合理性を最大限追求しようとする姿勢の表れであると言うべきである。

(評価はいずれも T.P.)

評価点	単体組み合わせによる最大評価	同時計算(一体計算)による最大評価
水位上昇		
取水路閉塞部前面	6. 1	5. 5
3, 4号機循環水ポンプ室	2. 6	2. 4
3, 4号機海水ポンプ室	2. 6	2. 5
放水口前面	6. 0	5. 3
放水路(奥)	6. 1	6. 2
水位下降		
3, 4号機海水ポンプ室	2. 1	2. 0

7 津波予測精度には「倍半分」の誤差があることを計算に入れていないこと

平成10年3月、当時津波防災に関連していた、国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、気象庁、建設省、消防庁は、各自治体に対して、「地域防災計画における津波防災対策の手引き」(以下「七省庁手引き」と言う。)を通知した。

七省庁手引きでは、最新の地震学の研究成果から想定される最大規模の津波も計算し、これと既往最大の津波と比較して、「常に安全側の発想から対象津波を選定することが望ましい」と定めた。これは、北海道道南西沖地震で最も被害の大きかった奥尻島において、既往最大を基にして築かれた4.5メートルの防潮堤を4メートル以上上回る津波に襲われた反省からのものであった。

七省庁手引きが作成された当時、津波を数値予測するとき、誤差の要因は大きく3つあると考えられていた。

① 地震発生の場所を読み誤る。

せいぜい数百年程度の地震記録しかないため発生のくせが必ずしもわかっているわけではない。

② 地震発生の場所が特定でいていても、その地震がどんなふうに海底を隆起させるか、その計算を誤る。

1964年のアラスカ大地震（M9.2）は、予測の難しい副断層の隆起によって、津波高さは計算結果より2倍も大きかった。

③ 津波が伝わる過程での計算を誤る。

海底の地形の様子が十分わかっていなかったり、津波が干渉しあって生じる。東北地方太平洋沖地震で、福島第一原発の津波（約13メートル）が約12キロメートル離れた福島第二原発の津波（約9メートル）の1.5倍もあった原因は、ここにあると推定されている。

こうした中で、当時安全審査をする通産省原子力発電技術顧問のメンバーで、七省庁手引きの作成にも関わった首藤伸夫・東北大教授と、阿部勝征・東京大教授の2人は、津波数値解析の精度は「倍半分」とであると発言していた。これは、津波予測の精度には2倍程度の誤差がある、換言すれば最小値と最大値との間には4倍もの開きが生じうるという意味である。

首藤伸夫氏は、平成25年11月20日、この発言の意味について、「津波の計算なんてのは、予測より2倍の津波となったアラスカ沖みたいのがあるから、倍半分と言ってきた。これはパラメータスタディーでもカバーできない。」と説明している。

そうだとすれば、被告の基準津波策定過程には、上述したように、伝承津波の調査不十分、ボーリング地点選定上の疑問、断層長さの過小評価、波源組み合わせの不合理性、基準津波策定最終過程における不合理な数値操作など、様々な点での不合理的を指摘することができるが、これに加えて、津波の予測は所詮「倍半分」に過ぎないという観点を計算に入れていない点でも科学的安全性を備えたものとは到底言えないと言わざるを得ない。

8 高浜原発の防潮堤は有効な津波対策となり得ない

ア 被告は、津波防護施設のうち放水口側防潮堤（杭基礎形式部：「杭式防潮堤」）は、鋼構造の上部工を杭基礎によって支持しており、杭体として、地震時の側方流動力並びに地震後の津波波力及び漂流物衝突力、余震を考慮し、水平抵抗力に優れる鋼管杭を選定したとしている。そして、上部工の荷重は杭1本当たり約180kN～約400kNと軽量であるとして、摩擦杭を採用している（甲A第8号証）。

簡単に言うと、被告は防潮堤の基礎として杭基礎を選定し、さらにその支持方式として摩擦杭を採用したということである。

ここに杭基礎とは、主に軟弱な地盤における構造物の建設において、浅い基礎では構造物を支えることができない地盤の場合に、深く杭を打ち込み、構造物を支える基礎のことであり、摩擦杭とは、杭の先端を地下の支持層まで到達させず、主として杭の側面と地盤との間に働く周面摩擦力によって荷重を支える方法である。杭の先端を地下の支持層に到達させて、主として杭の先端に上向きに働く先端支持力によって荷重を支える方式を支持杭と言い、一般に摩擦杭に比べて安定性に優れる。逆に言えば、摩擦杭は支持杭の方法によることができない次善の策と言うべきものであって、原子力発電所のような万が一にも事故が発生することがあってはならない施設において採用されるべきものではないのである。

イ しかし被告は、高浜原発の防潮堤を摩擦杭の方法によるとしているのであるから、その支持力が十分なものであるかどうかの確認には安全の上にも安全を期すべきであることが当然である。

この点について、被告は、杭の支持力を道路橋示方書に基づき評価し摩擦杭で支持力が確保できることを現地鉛直載荷試験により確認できていると説明する（甲A第8号証）。しかし、その具体的な確認方法をどうするかということになると、被告は現に設置されている杭をそのまま使用する方針であるので、実際に極限支持力まで載荷するとか引っ張るとかいった確認方法

をとることができない。そこで被告は、地盤工学会の杭の鉛直載荷試験方法に則り、道路橋示方書に規定される周面摩擦力（2 N）に対して杭の鉛直方向の変位が10%以内に収まることを確認することをもって足りると説明するが（第239回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における被告担当者の説明）、この10%という数値には何らの根拠があるわけではなく、原子力規制委員会からもその根拠薄弱に対する懸念が示されている。

ウ　ところで、防潮堤の設置に当たっては、設置許可基準規則38条の要求を満たす必要があるところ、同条は、「重大事故等対処施設は、変形した場合においても安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けられなければならない」旨を規定する。

しかしながら、高浜原発の防潮堤は基礎部分に液状化を生じる可能性があることが明らかとなっており、被告は、地盤が液状化する可能性を考慮して、液状化の影響低減のための地盤改良を実施する方針である。そして、その具体的な手法としては、浸透固化工法を採用している。ここに浸透固化工法とは、地中にゲル状の薬剤を注入し、これによって液状化現象の原因となる砂粒子の間隙水を押し出すことで液状化を防止しようとするものである（甲A第8号証）。

しかし、被告の計画では、この工法によって地盤改良を行うのは、防潮堤の前後10メートルの範囲に限られるので、地盤改良を行わない隣接地盤は液状化することになる（第239回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における被告担当者の説明）。そうすると、地震が発生して隣接地盤が液状化してしまった状況で津波が押し寄せると、防潮堤は、ゲルによって固化された基礎部分ごと押し流されてしまうことになる。

この点に関して、液状化した地盤は揺れの収束とともに固化するから、こうした懸念は現実化しないとの見方もあり得るが、若狭地方においては、地盤が数十万年以降ブロック化しており、若狭湾内で起きる津波も、地盤ブロ

ックの海底が突然上昇したり陥没したりすることによってもたらされるものであるがゆえに、沖合から押し寄せる津波と異なり、その動きは非常に複雑で極めて予測が困難である。また、津波は原発の近くで起こることになるので、ブロック境界断層の活動による地震発生から、津波発生、襲来までの時間は極めて短い（甲全第172号証）。そうするとやはり、防潮堤基礎部分及びその隣接地が液状化した状況下において津波の襲来を受ける可能性は否定し難いと言わざるを得ない。さらに、いったん揺れが収まった後の余震によって液状化が再度生じた状態のところに、津波の襲来を受ける可能性も十分に考えられるところである。

また、浸透固化工法を実施した後は効果を確認する必要があるところ、被告は、地盤改良を実施した範囲内で72箇所を選定して、不攪乱試料採取による事後調査方法として一軸圧縮試験を試み、一軸圧縮試験が困難な場合は、繰返し三軸圧縮試験を実施し、不攪乱試料の採取が困難な場合は、シリカ含有量試験を実施するとしている（甲A第8号証）。しかし、一軸圧縮試験は、本来、せん断応力を確認するための試験であり、液状化耐性を確認するものではない。液状化耐性を確認するのであれば、そのために最も直接的な方法は、繰返し三軸圧縮試験である。それにも関わらず被告が一軸圧縮試験を優先するのは、現地においては、礫が多く不攪乱試料の採取が困難であることがその理由である（第239回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における被告担当者の説明）。しかし、不攪乱試料の採取ができないのであれば、一軸圧縮試験もできないのであって、被告の述べる理由は、全く理由になっていない。このことは、原子力規制委員会も被告に対して指摘しているところである。

さらに、直接、液状化耐性を確認する試験を行わずに他の試験をもって替えるのであれば、何らかの換算式が必要となるところ、被告によれば、財団法人沿岸技術研究センター作成の「浸透固化処理工法技術マニュアル」にそ

の換算式が掲載されているとの説明である(第239回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における被告担当者の説明)。しかし、その換算式に十分な科学的根拠があるかどうか自体が疑わしい上に、その換算式が高浜原発の地盤についても有効であるとの被告による論証は何らなされていない。これらの点も、原子力規制委員会が被告に対して指摘するところである。

9 地盤の沈降、陥没を考慮していないこと

- (1) 「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」(平成25年6月19日原管地発1306193号原子力規制委員会決定、乙全第6号証)Ⅱ. 3. 2. 2によると、地震に起因する変状による地形、河川流路の変化が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること、と定められている。
- (2) 「高浜3号炉及び4号炉 津波に対する施設評価について」(乙B第3号証)によれば、被告は、地震による地殻変動については、基準津波1の若狭海丘列付近断層が活動した場合は±0m、基準津波2のF0-A~F0-B~熊川断層が活動した場合には、0.30mの隆起と想定し、津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことはない、と結論付けている。
- (3) しかし、これは、次のとおり、極めて楽観的な想定である。

ア 若狭湾で生じる津波は、はるか沖合いで発生し、これが陸地に向かって押し寄せてくるという通常のイメージの津波だけではなく、若狭湾内の海域活断層の活動によって生じるおそれが強い。そして、若狭地方の地盤は、数十万年以降、ブロック化し、ブロック運動を続けているから、海域活断層が活動した場合、地盤ブロックが突然上昇し、あるいは陥没する(甲全第172号証)。この場合の津波の波高も問題であるが、同時に、被告

としては、高浜原発の地盤の陥没は、当然に想定しなければならない。

イ 若狭湾周辺で地震によって地盤が陥没したケースは枚挙に暇がない。たとえば、

(ア) 1925年5月23日に起こった北但馬地震(M6.8)では、葛野川河口付近の水田や桑畑や小天橋内側一帯で陥没が起り、農地や家屋が水没した。(甲全第173号証)

(イ) 近年、琵琶湖湖底に水没している遺跡について関心が高まっている。時代は、古代から近世にわたっており、発見された地域の水深は、沿岸沿いでは2~3m以内のものもあるが、葛籠尾崎付近のように50m以上になるものもある(甲全第174号証の8頁)。寛文2年の地震では、琵琶湖西岸活断層系を境にして、西側の山地が隆起し、東側の湖が沈降する地殻運動をもたらせ、高島郡で海拔82.5mから85.5mの範囲が水没したと結論づけられている(甲全第174号証の12頁)。

(ウ) 滋賀県長浜市にある西浜千軒遺跡は、琵琶湖の沖合80m以上に所在する湖底遺跡である。ここには、かつて「西浜村」と呼ばれる集落があったが、室町時代の寛正年間(1460~1466年)に起きた大地震によって湖底に没し、失われたとの伝承がある。特に集落の墓域については、地盤の沈降で湖底に没したことが確実であると考えられている。(甲全第175号証)。

(4) なお、被告は、(2)で述べたとおり、若狭海丘列付近断層が活動した場合とFO-A~FO-B~熊川断層が活動した場合しか想定していない。後者が活動しても、わずか30cmの隆起しか想定しないのは、後者が左横ずれ断層だとしても楽観的にすぎると思われる。しかし、その点をおいても、被告の想定は、次のとおり、相当でない。

「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定，乙全第27号証）は，4において，「震源を特定せず策定する地震動」については，「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」を適切に選定することを求め（4.2.1(3)），その「解説」では，「『地表地震断層が出現しない可能性がある地震』は，断層破壊領域が地震発生層の内部に留まり，国内においてどこでも発生すると考えられる地震で，震源の位置も規模もわからない地震として地震学的検討から全国共通に考慮すべき地震（震源の位置も規模も推定できない地震（Mw 6.5未満の地震））であり，震源近傍において強振動が観測された地震を対象とする。」と定めている。すなわち，新規制基準は，原発事業者に対し，Mw 6.5未満の地震を起こす断層面は，伏在していて調査をしても発見できない可能性があるから，これが当該原発近傍に存在することを想定して耐震設計をすることを求めているのである。そうすると，耐津波設計においても，活動すれば津波を発生させる未知の海域活断層の一部が原発直下にあることを想定して対策をとるのでなければ「災害の防止上支障がない」（原子炉等規正法第43条の3の6第1項4号）ということとはできないはずであり，その場合，原発敷地地盤が相当程度沈降・陥没する可能性も織り込んで防潮堤の高さを決める必要がある。しかし，被告は，そのようなことはまったく考えていない。